

かかりつけ医機能の制度化

「か

かりつけ医機能」と聞いて、どんなイメージを持つかは人により現在とは異なると思うが、かかりつけ医機能は、大病院に患者が集中しがちな日本の医療とその提供体制に大きな影響を与える可能性がある。患者にとっても、自分のことをよく知る医師に診療を受け、必要に応じて適切な医療機関の紹介もしてもらうことができれば、望ましいことである。

そうしたかかりつけ医機能の制度化は長年の課題であった。健保連でも2022年11月に「かかりつけ医の制度・環境の整備について」を取りまとめたが、23年の法改正により、「身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能」と医療法で定義され、25年4月からは「かかりつけ医機能報告制度」が施行される。そのため「かかりつけ医機能が發揮される制度の施行に関する分科会」が設けられ、医療機関から都道府県

知事への報告事項について検討が進められてきたが、本年7月31日に報告書が取りまとめられた。

その報告書では、報告を求めるとかかりつけ医機能の内容として、消化器系領域などの17の診療領域ごとの一次診療の対応可能な有無や、一次診療を行うことができる腰痛症などの疾患が示された。議論の過程では、診療領域を報告すべきという意見や、国民への分かりやすさから症状を報告すべきなどの議論が行われたが、その両方の考えを取り入れた形である。また、通常の診療時間外の診療機能や、後方支援病床などの入退院時の支援の報告や、介護サービスの事業者と連携して医療を提供する機能などの報告を求めるとしている。その他、健診や予防接種なども報告事項としている。連携や予防は、総合的な診療機能とともにかかりつけ医の重要な機能であると考ええる。

かかりつけ医機能の報告事項のうち、国民・患者が適切に医療

機関を選択できることに資する項目については、医療機能情報提供制度の情報提供項目に位置付けられ、全国統一システムである医療情報ネット「ナビイ」の機能も強化される予定である。

また、かかりつけ医機能の報告を踏まえて、都道府県は医療関係者や医療保険者等と「地域における協議の場」において、時間外対応や入退院支援などについて協議を行うことになる。

かかりつけ医機能を發揮していくためには、患者に関する多様な情報を医療機関が把握しなければならず、そのためには、将来、電子カルテ情報共有サービスの活用が重要となる。オンライン診療への対応も求められると考えられる。

かかりつけ医機能の制度化は緒についたばかりである。来年4月の施行後も、見直しを行い、国民や患者に利用され、質の高い効率的な医療の基盤的制度化として発展していくことを期待している。